便所清掃特記仕様書

１　業務内容

1. 清掃作業開始前に「作業中」であることを知らせる立看板を目立つ場所に設置すること。
2. 便器に付着した汚物等は、これを除去し、水ですすぐこと。なお、汚れがひどい場合には、薬品等を使用して綺麗に除去し、十分に洗い流すこと。
3. 床は、汚物等を除去のうえ、水で洗い流すこと。
4. 壁は、汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、磁気タイル等内装仕上材が使用されている場所は、直接水をかけず、雑巾等を使用して目地を傷めないよう、注意すること。
5. 落書きは、消去すること。なお、シンナー等の薬品を使用しなければならないものについては、速やかに監督員まで連絡すること。
6. 天井に付着したクモの巣・ホコリは、ほうき等で取り除くこと。
7. 手洗場は、汚物等を除去し、洗浄すること。また、蛇口の水圧を適正に調節すること。
8. 便器及び排水管に詰まりが生じた場合は、これを除去し、洗浄すること。なお、人力で除去できない場合は、速やかに監督員まで連絡すること。
9. 扉は、雑巾等で汚れを拭き取ること。

(10) 便器の周囲のゴミ等を除去し、清潔な環境を保持すること。

(11) 清掃によって除去した汚物・ゴミ等は、速やかに搬出し、環境保全に留意して処分すること。

(12) 鏡・取手・手摺・棚・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン等の、じかに手で触るところは、タオルで汚れを拭き取ること。なお、汚れのひどい場合には、洗剤・研磨剤等を使用して除去し、清潔に保つこと。

(13) 汚物入れは、水洗いすること。

(14) 必要に応じて、照明器具の清掃を行うこと。

(15) 便器・手洗場・土間・壁等を水洗いした後は、掃き掃除により、水切りを確実に行うこと。

２　留意事項

1. 故障及び破損等の異常を発見した場合は、応急措置をするとともに、速やかに監督員まで報告し、指示を受けること。
2. 異臭等周囲に迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急措置を講じるとともに、その原因を調査し、速やかに監督員まで報告し、指示を受けること。